

## 議案第10号

### 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター 進入路）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町北五丁目203番ほか4筆	1,602.79平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市幸町71番地

鳥 取 市

#### 3 貸付期間

令和3年9月29日から令和8年9月28日まで

#### 4 理 由

教育センターへの進入路について、市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。